

「第3次松江市障がい者基本計画、第6期松江市障がい福祉計画及び第2期松江市障がい児福祉計画」(案)に対するパブリックコメント(意見募集)

松江市 福祉部 障がい者福祉課

1 趣旨

「障がい者基本法」に基づき、本市における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がいのある人のための施策に関する基本的な方針を定めるため「第3次松江市障がい者基本計画」(案)を、また、「障がい者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、前計画の実績等を踏まえ、松江市において必要な各種障がい福祉サービスが計画的に提供されるよう、各年度における目標数値を設定し、サービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のため「第6期松江市障がい福祉計画及び第2期松江市障がい児福祉計画」(案)を作成しました。この案を市民の皆様にお示しし、意見募集を行いますので、幅広い御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

2 意見募集期間 令和3年1月6日(水)～令和3年2月5日(金)(必着)

3 掲出・閲覧場所

「第3次松江市障がい者基本計画、第6期松江市障がい福祉計画及び第2期松江市障がい児福祉計画」(案)及びこの概要は、次の各所で御覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎(本館2階総務課内行政資料コーナー、障がい者福祉課)
- 各支所(行政資料コーナー)
- まつえ障がい者サポートステーション絆(松江市総合福祉センター内)

4 御意見の提出方法

- ・次のいずれかの方法で提出してください。なお、障がいなどのため、これらの方法によりがたい場合は、下に記載しているお問合せ先までご連絡ください。
 - ・郵送
 - ・ファクシミリ ※宛先・送信先は下に記載
 - ・電子メール(メールタイトルに「計画(案)に関する意見」と記してください。)
 - ・持参(持参先:障がい者福祉課)(注意)電話による意見は受け付けていませんので、ご了承ください。
- ・御意見を提出される際は、意見と、お名前、ご住所、電話番号またはファックス番号(団体にあつては、名称、所在地)をご記入ください。
- ・様式は問いません。参考に、様式「第3次松江市障がい者基本計画(案)等に対する意見提出書」を添付しています。

5 お寄せいただいた御意見の取扱い

- ・いただいた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- ・いただいた御意見とその御意見を検討した結果、市の考え方等は、後日公表します。その際、個人が特定される情報(氏名、住所、電子メールアドレス等)は公表しません。
- ・いただいた御意見への個別の回答はいたしません。
- ・提出意見に記載された個人情報、記載内容の確認以外には使用いたしません。

◎お問合せ先・御意見の提出先

松江市 福祉部 障がい者福祉課(担当 有間・加藤)

〒690-8540 松江市末次町86番地 電話 0852-55-5304 FAX 0852-55-5309

電子メール s-fukushi@city.matsue.lg.jp

ホームページ http://www1.city.matsue.shimane.jp/*****/*****/